

## 和歌山県地域災害支援医師・地域災害支援看護師 募集要項

『和歌山県地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度要綱』（令和3年8月6日制定）に基づき、大規模災害発生時に和歌山県内の病院において地域災害支援医師及び地域災害支援看護師（以下「地域災害支援医師等」という。）として医療救護活動に協力いただける方を募集します。

### 1. 業務内容

地域災害支援医師等は、大規模災害時に知事の要請に基づき、知事が指定する参集先病院（災害拠点病院、災害支援病院等）に参集し、災害超急性期等において次の業務を行うものとします。

- (1) 傷病者の傷病の緊急度や重症度に応じた治療優先順位の決定（トリアージ）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び治療
- (3) 傷病者に対する医療救護を実施するために必要な看護業務
- (4) その他医療救護活動に必要な措置

### 2. 応募資格

応募に必要な資格は次に掲げるとおりです。

<地域災害支援医師>

県内に居住する特定の病院に勤務していない医師免許保有者

<地域災害支援看護師>

県内に居住する特定の病院に勤務していない看護師免許又は准看護師免許保有者

### 3. 活動条件

活動は、県と一般社団法人和歌山県医師会の間で締結した災害時の医療救護に関する協定に基づき実施するため、活動時の身分や日当等の条件は、原則として次に掲げるとおりとなります。

なお、協定や法令、条例等の改正により条件が変更となる場合があります。

#### ➤ 活動時の身分

和歌山県医師会の医療救護班（被災地 JMAT）

※医師会に所属していない医師や看護職の方も参加が可能です。

#### ➤ 日当等

県規則により県職員の例に準じた日当・旅費・時間外勤務手当を支給

（参考：令和2年度の基準額）医師 21,000 円/日、看護師 16,200 円/日

- 医療に必要な費用  
使用した薬剤、治療材料等については実費弁償
- 負傷・疾病・死亡に対する保障  
医療救護班が加入する保険又は県条例により保障
- 医事紛争・損害賠償等発生時の取り扱い  
県と和歌山県医師会が協議の上、適切な措置を実施

#### 4. 応募方法

次のいずれかの方法でご応募ください。

- ① 専用 web ページから直接電子申請  
(URL) <https://shinsei.pref.wakayama.jp/HblfqYFY>
- ② 和歌山県医務課ホームページから活動申出書(別記第1号様式)をダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メールで医務課あて送信  
(URL) <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/saigai.html>
- ③ 活動申出書(別記第1号様式)に必要事項を記入の上、居住地に応じた申請提出先あて書面提出 ※提出先の詳細は最終頁参照

#### 5. 研修の受講、認定

県や関係団体において応募いただいた方を対象とした研修(講義及び実習)を行います。

研修を修了された方を地域災害支援医師等として認定しますので、必ず受講してください。(研修を修了していない方は、地域災害支援医師等として活動いただけません。)

※研修の実施時期・場所・内容等の詳細については、関係団体を通じて周知するとともに、和歌山県医務課のWEBページでもお知らせします。

#### 6. 認定後の研修・訓練等への参加

地域災害支援医師等として認定された後も、参集先病院や保健所等各地域で開催される訓練・研修等に適宜参加いただき、医療救護活動の実施に必要な最新情報の理解や技術の向上に努めていただきますようお願いいたします。

#### 7. 変更手続き

次に掲げる事項に変更があった場合、変更届(別記第2号様式)に必要事項を記入の上、医務課あてメール送信又は居住地別の提出先まで提出してください。

(1) 氏名

(2) 参集意向の病院（居住地の変更により参集意向の病院の変更を行う場合には、変更後の居住地も併せて届け出てください。）

## 8. 辞退手続き

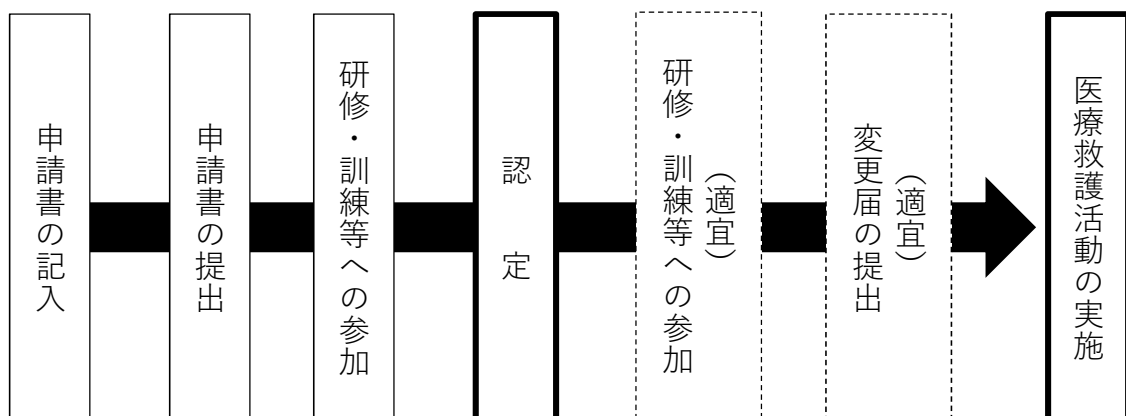
地域災害支援医師等として活動することが難しくなった場合、活動辞退届（別記第3号様式）に必要事項を記入の上、医務課あてメール送信又は居住地別の提出先まで提出してください。

## 9. 申請内容の取扱い

申請いただいた内容は、次の目的のために、必要に応じて県と参集先病院・関係機関間で情報共有させていただきます。

- ・研修、訓練等の実施
- ・地域災害支援医師等の認定に必要な事務
- ・医療救護活動の実施及び実施後の費用弁償等に必要な事務
- ・その他『和歌山県地域災害支援医師・地域災害支援看護師制度』の円滑な実施に必要な事項

### （参考）地域災害支援医師等の活動までの流れ



※研修プログラムは、講義（WEB 動画）及び実習（参集先病院での実習を予定）からなります。

昨年、本制度にお申込みいただきました方も本年度予定の実習を受けていただくことを予定しています。

詳細が決まり次第、改めてご案内します。

## 【制度に関する問い合わせ・照会先】

和歌山県福祉保健部健康局医務課地域医療班

(住所) 〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1

(電話) 073-441-2604 (Fax) 073-424-0425

(Mail) e0501002@pref.wakayama.lg.jp

(Web) <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/saigai.html>

## 【各種申請提出先】

- 専用 web ページ又は医務課ホームページから申請いただけます。

(電子申請) <https://shinsei.pref.wakayama.jp/HblfqYFY>

(医務課 HP) <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/saigai.html>

- 上記の利用が困難な方は、居住地に応じて、下表の機関あてに郵送又は FAX で申請いただけます。

居住地	担当課・班	住所	上：電話番号 下：Fax 番号
和歌山市	和歌山県医務課 地域医療班	〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1	073-441-2604 073-424-0425
海南市、紀美野町	海南保健所 保健課	〒642-0022 海南市大野中 939	073-482-0600 073-482-3786
紀の川市、岩出市	岩出保健所 保健課	〒649-6223 岩出市高塚 209	0736-63-0100 0736-61-0013
橋本市、かつらぎ町、 九度山町、高野町	橋本保健所 保健課	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927	0736-42-3210 0736-42-5468
有田市、湯浅町、 広川町、有田川町	湯浅保健所 保健課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1	0737-63-4111 0737-64-1290
御坊市、美浜町、 日高町、由良町、 印南町、日高川町	御坊保健所 保健課	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2	0738-22-3481 0738-22-8751
田辺市、みなべ町、 白浜町、上富田町、 すさみ町	田辺保健所 保健課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1	0739-22-1200 0739-22-7935
新宮市、那智勝浦町、 太地町、北山村	新宮保健所 保健課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2-4-8	0735-22-8551 0735-21-9639
古座川町、串本町	新宮保健所串本支所 保健環境課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193	0735-72-0525 0735-72-2739